

地域商業ガイドラインのあらまし

はじめに ～ 地域商業ガイドラインの策定の背景 ～

京都府と府内市町村は、中心市街地活性化に取り組むに当たり、人口減少時代の到来や少子・高齢社会の進展等の社会的な背景を踏まえ、まちづくり三法による規制誘導を講じることや、これまで整備された都市基盤など既存ストックを活かしたまちづくりを推進することで、公共交通機関を核とした誰もが暮らしやすく、機能的な都市活動ができる「まちなか」再生を図っていく必要があると考えています。

そして、この場合、特に広域に影響を及ぼす大規模小売店舗は、郊外部への無秩序な立地を抑制し、結果として都市計画区域内にある中心市街地へ誘導することで、中心市街地活性化の効果を上げることが必要です。

こうしたことから、京都府中心市街地活性化懇話会の「まちなか再生を推進するガイドラインに関する提言」に基づき、京都府と府内市町村は、府内の7地域区分ごとに、中心市街地エリアやその将来目標、大型店の抑制・誘導エリア等を明示した地域商業ガイドラインを策定しました。

地域商業ガイドライン策定協議会

地域商業ガイドラインの内容

地域商業ガイドラインでは、次の内容を定めています。

- ◆商業まちづくりの基本方向
- ◆中心市街地エリア
- ◆中心市街地エリアの現状と将来目標
- ◆特定大規模小売店舗の誘導（特例誘導）エリア、抑制エリア
- ◆特定大規模小売店舗に求める地域貢献策

用語説明

■中心市街地エリアとは

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）及び「地域商業ガイドライン策定基準」に基づき、地域商業ガイドラインにおいて、中心市街地として位置が定められ、エリア指定された区域をいいます。

■特定大規模小売店舗とは

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（わ）項に掲げるもの（店舗の部分が大規模小売店舗と認められるものに限る。）をいいます。

【参考】

◆建築基準法 別表第2（わ）項（抄）

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

◆大規模小売店舗とは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項で定めるもの（店舗面積が1千平方メートルを超えるもの）をいいます。

■特定大規模小売店舗の誘導エリアとは

特定大規模小売店舗の立地可能なエリアをいいます。

■特定大規模小売店舗の特例誘導エリアとは

中心市街地以外で、既に特定大規模小売店舗が立地しているエリアであり、その商業集積地としての役割を今後においても保持するために、特定大規模小売店舗の立地可能エリアとして指定するものをいいます。

■特定大規模小売店舗の抑制エリアとは

特定大規模小売店舗の立地を抑制するエリアで、誘導エリア以外のすべてのエリアをいいます。

■特定大規模小売店舗に求める地域貢献策とは

地域事情を考慮した上で、地域商業ガイドラインにおいて定めたものをいいます。

地 域 区 分

地域商業ガイドラインは、次の地域区分ごとに策定しました。

地域区分	地域区分内の市町村
丹後地域	宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町
中丹地域	福知山市、舞鶴市、綾部市
南丹地域	亀岡市、南丹市、京丹波町
乙訓地域	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北地域	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
相楽地域	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
学研地域	京田辺市、木津川市及び精華町の関西文化学術研究都市区域

地域商業ガイドライン策定協議会

地域商業ガイドラインの策定に当たり、学研地域を除く6地域に「地域商業ガイドライン策定協議会」を設置し、広域的な視点での協議・調整を行いました。

地域商業ガイドラインの改定時においても、この策定協議会において協議・調整を行うこととしております。

【 地域商業ガイドライン策定協議会の委員構成 】

京都府	広域振興局長、商工労働観光部長、建設交通部長
地域内市町村	市町村長
地域内商工会議所	商工会議所会頭
地域内商工会	商工会長
地域内各市町村の消費者代表者	地域内の各市町村長が推薦（1名）する消費者団体等の代表者

地域商業ガイドラインに基づく取組

■ 中心市街地活性化の取組

中心市街地エリアに位置付けられた地域の活性化については、地元市町村の基本計画に基づき、国の基本計画認定による国施策の導入はもとより、京都府及び地元市町村においても、積極的に施策展開に取り組みます。

■ 都市計画法に基づく土地利用規制の取組

京都府と市町村は、地域商業ガイドラインに基づき、都市計画の観点から検討した上で、土地利用規制に取り組みます。

■ 特定大規模小売店舗の新設等への対応

◆ 特定大規模小売店舗の誘導エリアへの新設等

⇒ 新たな特定大規模小売店舗の設置又は特定大規模小売店舗になる増床については、事業計画概要書及び地域貢献策実施計画書の提出を指導し、地域商業ガイドラインに照らし適切と判断される場合には、関係法令に係る手続に入ります。

◆ 特定大規模小売店舗の抑制エリアへの新設等

⇒ 新たな特定大規模小売店舗の設置又は特定大規模小売店舗になる増床については、立地（増床）不可として指導します。

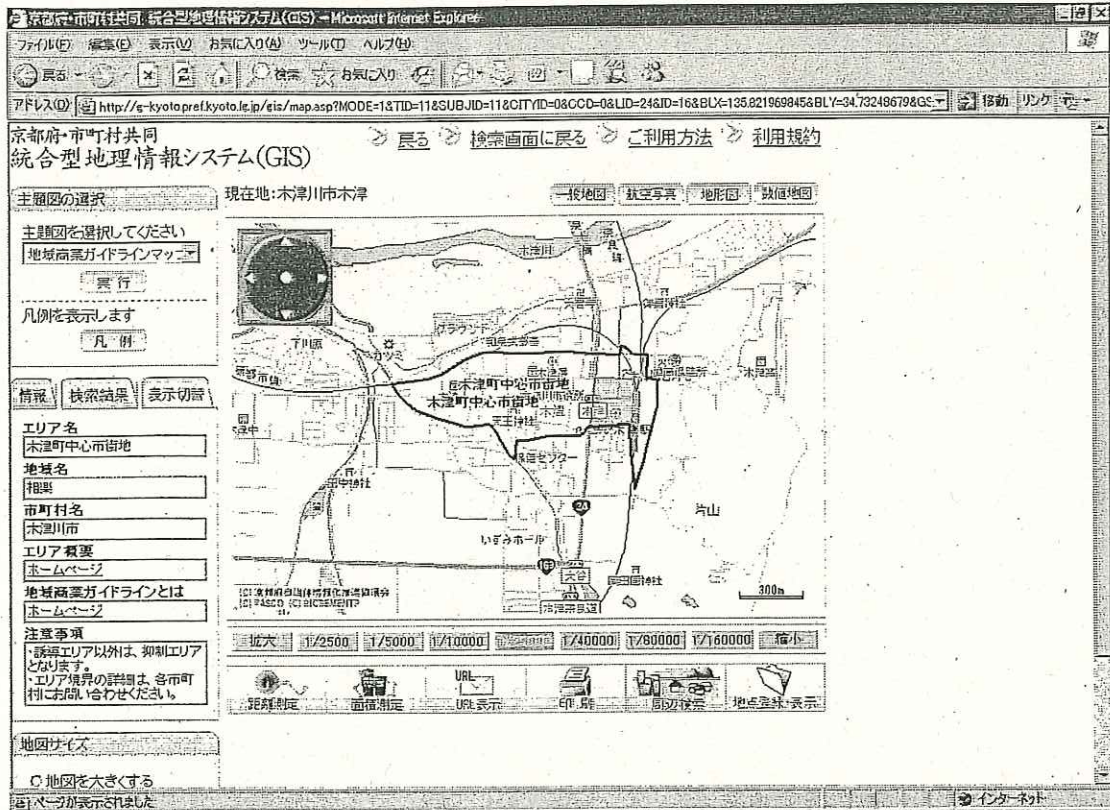
地域商業ガイドラインは、京都府ホームページでご覧いただけます

アドレス http://www.pref.kyoto.jp/shogyo/guide_iken.html

The screenshot shows a web browser window displaying the Kyoto Prefecture website. The page title is '丹後地域商業ガイドライン(平成19年5月31日策定) - 京都府ホームページ - Microsoft Internet Explorer'. The address bar shows 'http://www.pref.kyoto.jp/shogyo/1171341856150.html'. The page content includes the Kyoto Prefecture logo, a search bar, and a navigation menu. The main content area is titled '丹後地域商業ガイドライン(平成19年5月31日策定)' and contains a table of contents with sections for '1 区域' and '2 商業まちづくりの基本方向'. The '1 区域' section lists '宮津市, 京丹後市, 与謝野町, 伊根町' and provides links for location maps. The '2 商業まちづくりの基本方向' section has a sub-section '地域の概要' which describes the region's population, area, and main industries, as well as its commercial development strategy.

地域商業ガイドラインの各エリアは、「京都府・市町村共同
統合型地理情報システム（GIS）」でもご覧いただけます

アドレス <http://g-kyoto.pref.kyoto.lg.jp/gis/usher.asp>



お問い合わせ

■ 地域商業ガイドライン全般については

京都府 商工労働観光部 商業・経営支援課
〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
TEL 075-414-4836

■ 地域商業ガイドラインを踏まえた土地利用規制については

京都府 建設交通部 都市計画課
〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
TEL 075-414-5327

■ 各エリアの概要については

各市町村にお問い合わせください。
なお、各市町村の連絡先は、京都府ホームページに掲載中の「各エリアの概要」で御確認ください。

(http://www.pref.kyoto.jp/shogyo/guide_iken.html)